

社会医療法人 愛仁会
介護老人保健施設ケアイ
入所利用重要事項説明書

様

重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている介護保健施設サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。

この「重要事項説明書」は「高槻市介護保険法に基づく事業及び施設に関する基準を定める条例」（令和３年高槻市条例第４２号）に基づき、介護老人保健施設サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 介護老人保健施設サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会医療法人愛仁会
代表者氏名	理事長 高岡 秀幸
所在地	大阪府大阪市西淀川区福町三丁目２番３９号

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

施設名称	社会医療法人愛仁会 介護老人保健施設ケーアイ
介護保険指定事業者番号	2750980035
施設所在地	大阪府高槻市大字原 112 番地
連絡先	電話 072-687-0103 FAX 072-687-3011
相談担当者	支援相談員

(2) 事業の目的及び運営方針

事業の目的	社会医療法人愛仁会が設置する介護老人保健施設（以下「施設」という）において適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、施設の医師、理学療法士、作業療法士、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員等（以下「従事者」という）が、要介護状態の利用者に対し、医療ケアを提供することを目的とする。
運営方針	この施設が実施する事業は、心身の状況、病歴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上を図り、要介護者の家庭復帰を目指すものとする。

(3) 施設窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から土曜日（国民の祝日や年末年始等は除く）
営業時間	午前 8 時 30 分から午後 5 時

(4) サービス提供日時及び事業所の定員

営 業 日	月曜日から日曜日
営業時間	24 時間。 但し、面会は入所者の生活リズムを勘案し午前 9 時から午後 7 時を原則とします。但し感染症等の対応の場合は、変更する場合があります。ご協力をお願いします。
定 員	100 名

(5) 施設の職員体制

施設の管理者	医師 1 名 山元 康義		
従業員の職種	医 師	1. 1	利用者の疾病管理、適切な診断、治療を行い、施設療養全体の責任管理を行う。
	薬剤師	0. 2	利用者の調剤業務や服薬指導、医薬品管理を行う。
	看護職員	10	利用者の状態を観察し、健康管理、評価診断を行い、他スタッフへの指導を行う。
	介護職員	24	日常生活におけるケア、訓練、レクリエーションの指導、家族への介護指導等を行う。
	支援相談員	1	施設と地域、利用者との窓口として、利用相談、処遇上の相談、関係機関との連携にあたる。
	理学療法士 作業療法士 言語聴覚士	1 以上	A D L 等の評価、リハビリテーションの計画立案を行い、訓練の実施、スタッフへの指導を行う。
	管理栄養士	1	利用者の栄養管理、食事指導及び、行事食等のレクリエーション的要素のあるメニュー作りを行う。
	介護支援専門員	1	家族・利用者本人の同意を得て適切な施設サービス計画を作成する。又、要介護認定申請の援助を行う。
	事務員	3	適正な介護報酬の請求及び利用料金の徴収を行う。又施設管理全般を行う。

※ 上記人数基準を下回ることはありません。

勤務時間帯	早出 7 : 00～15 : 30	介護職
	日勤 8 : 30～17 : 00	医師・薬剤師・看護職・介護職・リハビリ・栄養士・事務員・相談員
	遅出 11 : 30～20 : 00	介護職
	夜勤 16 : 30～9 : 00	看護職・介護職

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

施設サービス 計画の作成	入所者の状態に応じ、関連スタッフと協議し、計画を作成し、入所者若しくはその家族等に計画内容を説明し、同意を頂きその内容に基づいた介護サービスを提供します。
食 事	各階食堂で召し上がって頂き、身体状況に配慮した食事を提供します。また、病状に応じ、特別な食事が必要な場合には、医師の指示に基づき調理して提供します。 【食事提供時間】 朝食 7 時 30 分～8 時 00 分 昼食 12 時 00 分～12 時 30 分 夕食 18 時 00 分～18 時 30 分
入 浴	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
医学的管理 看護	入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、状態に応じて適切な医療・看護を行います。ただし、当施設では行えない処置や手術、その他病状が著しく変化した場合の医療は医療機関での治療となります。
排 泄	入所者の状態に合わせ細かく対応し、排泄の自立について適切な援助を行います。
リハビリ テーション	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士やその他の職種の者が協働して、状態に応じたリハビリテーション実施計画を作成し実施します。
相談援助	入所者ご本人や、ご家族等からのご相談に応じます。
申請代行	要介護申請が必要な方は、当施設が代わって各市町村に申請します。

(2) 提供するサービスの利用者負担額（介護保険を適応する場合）について

※ 別紙 1 に定めるとおり

4 その他の費用について

項 目	金額 (円/日)	内 容
食事の提供に 要する費用	2,007	運営規程の定めに基づくもの
居住費	個室 1,689	運営規程の定めに基づくもの
	多床室 494	
特別室料	個室 4,400	当該居室を希望、利用する場合（税込）
	2 人室 2,200	
教養娯楽費	200	絵の具・模造紙・半紙などレクリエーション等で必要な物品（非課税）
文書料	5,500	健康診断書（検査診断を伴うもの）
	2,200	健康診断書（その他）
証明書	1,100	自動車税等に係る一時帰宅証明願、入所証明書、領収証明書、支払い証明書
傷病手当証明書	1,000	健康保険組合等に申請（非課税）
おむつ使用証明書	1,100	確定申告用医師の証明
労務不能証明書	3,300	職業安定所用
障害診断書	5,500	生命保険会社指定の様式

- ※ 食費・居住費については負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記されている 食費・居住費の負担額が 1 日にお支払いただく食費・居住費の上限となります。
- ※ 居住費については、外泊中は居住費をいただきます。ただし、外泊中のベッドを短期入所療養介護に利用する場合は、居住費はいただきません。
- ※ 上記料金は全て税込み料金となっております。
- ※ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入所者及び代理人に対して事前に説明を行い、当該利用料を相当額に変更します。

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日頃に発行し、お渡し、または郵送します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 利用者指定口座からの自動振替 (ウ) 現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 身元引受人

利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2) 身元引受人は、利用者が本契約上当施設に対して負担する一切の債務を限度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3) 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引き取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4) 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第

1項但書の場合はこの限りではありません。

- 5) 身元引受人の請求があったときには、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

7 解除

1) 利用者からの解除

利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

2) 当施設からの解除

当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 入利用が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
- ② 当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにも関わらず指定した期日までに支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 6-4)の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障またはやむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

8 施設利用にあたっての留意事項

保険証の提示	ご利用のお申し込みにあたり、介護保険証、負担割合証、限度額認定証、健康手帳の確認をさせていただきます。
面会時間	原則午前9時から午後7時となっております。面会時は事務所で面会簿のご記入、許可証の着用をお願いします。但し感染症等の対応の場合は、変更する場合があります。ご協力をお願いします。
外出・外泊	外出・外泊の際は職員にお申し出下さい。ただし、同伴者をご家族以外の方の場合、確認させて頂くことがあります。
居室、設備、備品の利用	居室や施設の設備、備品は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償して頂く場合があります。

金銭、貴重品等	高額な金銭、貴重品は持ち込まないことを原則とします。紛失した場合には責任を負いかねますのでご了承下さい。
飲食物	入所者が購入された食品及び、ご家族などが持参された食品は必ず、職員にお申し出下さい。
営利行為、宗教、政治活動	施設内での他の入所者に対する営利行為、宗教活動、政治活動はご遠慮願います。
飲酒・喫煙	病状及び状況により施設サービス計画に盛り込みます。施設内は禁煙となっております。

9 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	施設長 山元 康義
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。

(6) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 （ア）事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 （イ）また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 （ウ）事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 緊急時の対応方法

入所者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに医師に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

2) 入所者に対し、入所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡すると共に、必要な措置を講ずるものとする。

緊急の場合は下記に記す協力医療機関へ搬送させていただきます。

医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 高槻病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市古曽部町1丁目3番13号 電話 072-681-3801
医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市白梅町5-7 電話 072-683-1212
医療機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会しんあいクリニック 高岡 秀幸 大阪府高槻市芥川町2丁目3番5号 電話 072-681-5533
協力歯科機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	医療法人 近森歯科 高槻阪急診療所 北郷 理恵 大阪府高槻市白梅町4-1 電話 072-681-7300
協力歯科機関の名称 理事長名 所在地及び連絡先	社会医療法人愛仁会 愛仁会リハビリテーション病院 高岡 秀幸 大阪府高槻市白梅町5-7 電話 072-683-1212

13 賠償責任について

当施設において、施設の責に帰すべき事由において入所者に生じた損害については、施設は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、入所者に故意又は過失が認められる場合には、入所者のおかれた心身の状況により相当と認めたときに限り、施設の損害賠償責任を減じることがあります。入所者に対する、介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 保険名 補償の概要	東京海上日動火災保険株式会社 介護老人保健施設総合補償制度 賠償事故補償
-----------------------	--

14 非常災害対策について

防災設備を設置し、消防計画を作成すると共に、防火訓練を行います。

自然災害時には風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき対応します。

15 業務継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年1回以上）に実施するものとする。
- 3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

16 衛生管理及び感染症の対策について

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に（年1回以上）実施すること。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 入所サービスの提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じます。
- (2) 本施設は、提供した入所サービスに関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (3) 本施設は、提供した入所サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会の指導又は助言を受けた場合は当該指導又は助言に従って必要な改善を行います。
- (4) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 介護老人保健施設ケーアイ 担当者：療養科長・支援相談員	所在地 電話番号 FAX 番号 受付時間	大阪府高槻市大字原 112 番地 072-687-0103 072-687-3011 午前 8 時 30～午後 5 時
【市町村（保険者）の窓口】 高槻市役所 健康福祉部福祉指導課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号 072-674-7821 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所在地 電話番号 受付時間	大阪府中央区常盤町 1-3-8 06-6949-5418 午前 9 時～午後 5 時

18 ハラスメントについて

- (1) 事業所は、ハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 利用者及びその家族が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせの迷惑行為などハラスメント行為については、事実確認の上、改善を求め、解消されない場合は契約解除、法的措置を検討する場合があります。

19 第三者による評価の実施状況

なし

<別紙 1>

利用料金

【介護保健施設サービス費】

(円)

	項 目	金 額			内 容
		1 割	2 割	3 割	
従来型個室	要介護 1	831	1,661	2,492	介護保健施設サービス費 (I) (ii) 従来型個室 【在宅強化型】
	要介護 2	910	1,820	2,729	
	要介護 3	979	1,957	2,935	
	要介護 4	1,039	2,077	3,115	
	要介護 5	1,097	2,193	3,289	
多床室	要介護 1	918	1,836	2,754	介護保健施設サービス費 (I) (iv) 多床室 【在宅強化型】
	要介護 2	999	1,997	2,995	
	要介護 3	1,069	2,138	3,207	
	要介護 4	1,130	2,260	3,390	
	要介護 5	1,186	2,372	3,558	
加 算	夜勤職員配置加算/日	26	51	76	夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が、利用者の数が 20 又はその端数を増すごとに 1 以上でありかつ 1 を超えている場合
	短期集中リハビリテーション実施加算 (I) /日	272	544	816	医師等が、入所の日から起算して 3 月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合であって、かつ、原則として入所時及び 1 月に 1 回以上 ADL 等の評価を行うとともに、その評価結果等の情報を厚生労働省に提出し、必要に応じてリハビリテーション計画を見直している場合

	短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）/日	211	422	633	医師等が、入所の日から起算して3月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行った場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）/日 （週3日を限度）	253	506	759	認知症の方に入所の日から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行ない、入所者が退所後生活する居宅又は社会福祉施設等を訪問し、当該訪問により把握した生活環境を踏まえたリハビリテーション計画を作成した場合
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）/日 （週3日を限度）	127	253	380	認知症の方に入所の日から起算して3月以内に集中的にリハビリテーションを行った場合
	リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）/月	56	112	168	口腔衛生管理加算（Ⅱ）及び栄養マネジメント強化加算を算定し、リハビリテーション実施計画を入所者に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用し、多職種がリハビリテーション計画の内容等の情報を共有しリハビリテーション計画書の見直しを行い、見直しの内容について関係職種間で共有している場合

リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）/月	35	70	105	リハビリテーション実施計画を入所者に説明し、継続的にリハビリテーションの質を管理し、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している場合
若年性認知症利用者受入加算 1/日	127	253	380	若年性認知症利用者ごとに応じたサービス提供を行った場合
外泊時費用/日（6 日/月を限度）	382	763	1, 145	入所者に対して居宅における外泊を認めた場合
外泊時費用（在宅サービスを利用する場合）/日	844	1, 687	2, 530	入所者に対して居宅における外泊を認め、介護老人保健施設が提供する在宅サービスを利用した場合
安全対策体制加算（1 回を限度）/回	21	42	63	外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備された場合
ターミナルケア加算（死亡前 31～45 日）/日	76	152	228	ターミナルケアが実施された場合
ターミナルケア加算（死亡前 4～30 日）/日	169	338	506	
ターミナルケア加算（死亡日前日及び前々日）/日	960	1, 919	2, 878	
ターミナルケア加算（死亡日）/日	2, 003	4, 006	6, 008	
初期加算（Ⅰ）/日	64	127	190	空床情報について、地域医療情報連携ネットワーク等を通じ、地域の

					医療機関に定期的に情報を共有している若しくは当該介護老人保健施設のウェブサイトに定期的に公表するとともに、急性期医療を担う複数医療機関の入退院支援部門に対し、定期的に情報共有を行い、急性期医療を担う医療機関の一般病棟への入院後 30 日以内に退院し、介護老人保健施設に入所した場合
	初期加算（Ⅱ）/日	32	64	95	入所した日から起算して 30 日以内の期間算定
	再入所時栄養連携加算（1 回限度）	211	422	633	入所者が医療機関へ入院し、施設入所時と大きく異なる栄養管理が必要となり厚生労働大臣が定める特別食等を必要な場合であって、当該医療機関管理栄養士と相談の上、栄養ケア計画を策定した場合
	入所前後訪問指導加算（Ⅰ）/回	475	949	1,423	入所予定日前後に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定を行った場合

	入所前後訪問指導加算（Ⅱ）/回	506	1,012	1,518	入所予定日前後に居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービス計画の策定及び診療方針の決定にあたり、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
	試行的退所時指導加算/回	422	844	1,265	試行的な退所時に、入所者や家族等に対して療養上の指導を行った場合
	退所時情報提供加算（Ⅰ）/回	527	1,054	1,581	入所者が居宅へ退所した場合、入所者の認知機能等を含む診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合
	退所時情報提供加算（Ⅱ）/回	264	527	791	入所者が医療機関へ退所した場合、入所者の認知機能等を含む診療状況を示す文書を添えて入所者の紹介を行った場合
	入退所前連携加算（Ⅰ）/回	633	1,265	1,898	入所予定日前30日以内又は入所後30日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めた場合

	入退所前連携加算(Ⅱ)/回	422	844	1,265	入所者の入所期間が1月を超え居宅介護支援事業所に対して、情報提供し、かつ居宅介護支援事業所と連携してサービスの調整を行った場合
	訪問看護指示加算/回	317	633	949	訪問看護指示書を交付した場合
	栄養マネジメント強化加算/日	12	23	35	低栄養状態のリスクが高い入所者に栄養状態、嗜好等を踏まえた食事の調整などを実施した場合
	栄養マネジメント未実施減算/日	-15	-30	-45	常勤の管理栄養士を1名以上配置していない場合
	退所時栄養情報連携加算/月	74	148	222	厚生労働大臣が定める特別食を必要とする入所者又は低栄養状態にあると医師が判断した入所者が対象。管理栄養士が退所先の医療機関等に対して当該者の栄養管理に関する情報を提供した場合
	経口移行加算/180日以内	30	59	89	経口移行計画を作成し支援した場合
	経口維持加算Ⅰ/月	422	844	1,265	経口維持計画を作成し、栄養管理を行った場合
	経口維持加算Ⅱ/月	106	211	317	経口維持加算Ⅰに加えて、協力医療機関を定め食事観察及び会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが加わった場合

	口腔衛生管理加算(Ⅰ)/月	95	190	285	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が入所者に対し月2回以上口腔ケアを行った場合
	口腔衛生管理加算(Ⅱ)/月	116	232	348	口腔衛生管理加算(Ⅰ)に加えて、厚生労働省に情報を提出し、当該情報等を活用している場合
	療養食加算/回	7	13	19	食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されている場合
	在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ/日	54	108	162	在宅復帰・在宅療養支援等指数が70以上で地域に貢献する活動を行っている場合
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ (1回限り)	148	295	443	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ (1回限り)	74	148	222	施設において薬剤を評価・調整した場合
	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)(1回限り)	253	506	759	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)に加えて、入所者の服薬情報等を厚生労働省に提出し、処方に当たって、当該情報その他薬物療法の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)(1回限り)	106	211	317	かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)に加えて、減薬に至った場合
	緊急時治療管理/日	546	1,092	1,638	緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合
	特定治療	医科診療報酬点数に基づく			介護老人保健施設においてやむを得ない事情により行われるリハビリテーション、処置、手術、麻酔または放射線治療を行った場合
	所定疾患施設療養費Ⅰ/日	252	504	756	肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合
	所定疾患施設療養費Ⅱ/日	506	1,012	1,518	
	認知症専門ケア加算(Ⅰ)/日	4	7	10	日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の占める割合が2分の1以上であり、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を配置し、チームとして専門的な認知症のケアを実践している場合
	認知症専門ケア加算(Ⅱ)/日	5	9	13	認知症専門ケア加算(Ⅰ)に加えて、認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置している場合

	認知症行動心理症状緊急 対応加算/日 (入所日から7日を限 度)	211	422	633	認知症行動等の事 情により、緊急に 入所が必要と認 め、利用した場合
	認知症チームケア推進加 算(Ⅰ)/月	159	317	475	入所者の総数のう ち、周囲の者によ る日常生活に対す る注意を必要とす る認知症の者の占 める割合が2分の 1以上。認知症介 護実践指導者養成 研修を修了し、か つ、認知症チーム ケア推進研修を修 了した者を1名以 上配置し、認知症 の行動・心理症状 に対応するチーム を組みチームケア を実施、定期的な 評価、ケアの振り 返し、計画の見直 し等を実施した場 合
	認知症チームケア推進加 算(Ⅱ)/月	127	253	380	入所者の総数のう ち、周囲の者によ る日常生活に対す る注意を必要とす る認知症の者の占 める割合が2分の 1以上。認知症介 護実践リーダー研 修を修了し、かつ、 認知症チームケア 推進研修を修了し ている者を1名以 上配置し、認知症 の行動・心理症状 に対応するチーム を組みチームケア を実施し、定期的 な評価、ケアの振 り返り、計画の見 直し等を実施した 場合

	褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ) /月	4	7	10	褥瘡の発生と関連のあるリスクについて、施設入所時に評価するとともに、少なくとも3月に1回評価を行い、その評価結果等を厚生労働省に提出し、当該情報等を活用している場合
	褥瘡マネジメント加算 (Ⅱ) /月	14	28	42	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)に加えて、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入所者に褥瘡を発生させない場合
	排せつ支援加算(Ⅰ)/月	11	21	32	要介護状態の軽減の見込みについて入所時に評価し、少なくとも3月に1回評価するとともに、その評価結果等を厚生労働省に提出。評価の結果、排泄に介護を要し要介護状態の軽減が見込まれる場合、支援計画を作成し少なくとも3月に1回支援計画を見直した場合
	排せつ支援加算(Ⅱ)/月	16	32	48	排せつ支援加算(Ⅰ)に加え排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、又は、おむつ使用ありから使用なしに改善している、又は尿道カテーテルが抜去された場合

	排せつ支援加算(Ⅲ)/月	21	42	63	排せつ支援加算(Ⅰ)に加え排尿・排便の状態の少なくとも一方が改善するとともにいずれにも悪化がない、かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善している場合
	サービス提供体制強化加算Ⅰ/日	24	47	70	介護職員総数のうち、介護福祉士の割合が70%以上、または勤続10年以上の介護福祉士が25%以上
	サービス提供体制強化加算Ⅱ/日	19	38	57	介護福祉士が50%以上
	サービス提供体制強化加算Ⅲ/日	7	13	19	介護福祉士が40%以上、または勤続7年以上の介護職員が30%以上
	科学的介護推進体制加算(Ⅰ)/月	43	85	127	入所者ごとの心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)/月	64	127	190	入所者ごとの心身、疾病等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、情報を活用している場合
	自立支援促進加算/月	317	633	949	医師が入所者ごとに、自立支援のために医学的評価を入所時に行うとともに、少なくとも3月に1回、医学的評価の見直しを行

					い、支援計画等の策定等に参加し、支援計画を見直した場合
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）/月	11	21	32	新興感染症の発生時等に感染者の診療等を実施する医療機関（協定締結医療機関）との連携体制を構築していること。一般的な感染症について、協力医療機関等と感染症発生時における診療等の対応を取り決めるとともに、当該協力医療機関等と連携の上、適切な対応を行っていること。感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関等や地域の医師会が定期的に主催する感染対策に関する研修に参加し、助言や指導を受けること
	高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）/月	6	11	16	感染対策に係る一定の要件を満たす医療機関から、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等の実地指導を受けること

	新興感染症等施設療養費/ 日	253	506	759	厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合
	協力医療機関連携加算 (Ⅰ)/月	53	106	159	協力医療機関との間で、入所者等の同意を得て、当該入所者等の病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催している場合
	協力医療機関連携加算 (Ⅱ)/月	6	11	16	(Ⅰ)で協力医療機関の3要件を満たしていない場合
	生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)/月	106	211	317	見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認された場合
	生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)/月	11	21	32	見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行った場合

	身体拘束廃止未実施減算 /日	所定単位数から 10%/日減算	例外的に身体拘束 を行う場合に、そ の理由等を記録し ていない場合
	業務継続計画未策定減算 /日	所定単位数から 3%/日減算	感染症若しくは災 害のいずれか又は 両方の業務継続計 画が策定されてい ない場合
	高齢者虐待防止措置未実 施減算/日	所定単位数から 1%/日減算	虐待の発生又はそ の再発を防止す るための措置が講 じられていない場合
	介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)	所定単位数の 7.5%	基本サービス費に 各種加算減算を加 えた総単位数に、 施設基準適合の加 算率を乗じた金額

※ サービス提供体制強化加算及び介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基
準額対象外となります。

※ 介護職員等処遇改善加算は、介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改
善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点か
ら介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースア
ップ等支援加算が一本化された加算です。